

健 発 0910 第 2 号

平 成 22 年 9 月 10 日

各  $\left( \begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$  衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長



骨髓又は末梢血幹細胞のあっせんに伴う「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」  
の取扱いについて

骨髓のあっせんに伴う欧州等滞在歴に関する取扱いについては、1980(昭和55)年から1996(平成8)年の間に1日以上英国滞在歴を有する者等からの骨髓の提供を見合わせているところですが、今般、献血の採血時の取扱いが変更されたこと、及び厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会における議論を踏まえ、平成22年10月を日途に導入予定の末梢血幹細胞のあっせんに伴う「クロイツフェルト・ヤコブ病及びその疑い」の取扱いも含め、別紙のとおり財団法人骨髓移植推進財団理事長あて通知を発出しましたので、御了知願います。

併せて、貴管内の医療機関等に対する周知の程よろしくお願いいたします。